

公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針（日本語） 改正案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(前略)</p> <p>Ⅲ 報告徴収</p> <p>1. 報告徴収の概要</p> <p>(1) 定期的な報告徴収</p> <p>(中略)</p> <p>② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅳ 検査</p> <p>1. 検査事項及び検査方法</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(中略)</p> <p>ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（ISA）、国際品質管理基準第1号（ISQC1）等）</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 全般的留意事項</p> <p>検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査</p>	<p>(前略)</p> <p>Ⅲ 報告徴収</p> <p>1. 報告徴収の概要</p> <p>(1) 定期的な報告徴収</p> <p>(中略)</p> <p>② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理システムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅳ 検査</p> <p>1. 検査事項及び検査方法</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>(中略)</p> <p>ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（ISA）、国際品質マネジメント基準第1号（ISQM1）等）</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 全般的留意事項</p> <p>検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査</p>

現 行	改 正 案
<p>の実施に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 検査予告</p> <p>(中略)</p> <p>この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>V 検査結果等の取<u>り</u>扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取<u>り</u>扱い</p> <p>(中略)</p> <p>VII 施行日</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(中略)</p> <p>VIII 報告徴収事項一覧</p> <p>A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報</p>	<p>の実施に努めるものとし、<u>必要に応じ、リモート検査（監査調書等の閲覧や社員・職員に対するヒアリングをオンラインで実施する検査）と対面での検査を併用して実施することとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 検査予告</p> <p>(中略)</p> <p>この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、<u>電話等により連絡</u>を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>V 検査結果等の取扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取扱い</p> <p>(中略)</p> <p>VII 施行日</p> <p><u>(改正)</u></p> <p><u>本基本指針は、令和6年7月1日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>VIII 報告徴収事項一覧</p> <p>A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報</p>

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>II 業務等の状況</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 業務の運営の状況</p> <p>(中略)</p> <p>② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施(審査の状況を含む。)、品質管理のシステムの監視を含む。)</p> <p>(中略)</p> <p>B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報</p> <p>(中略)</p> <p>II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報</p> <p>1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称(最終改定日を付記)及びその写し</p> <p>(後略)</p>	<p>(中略)</p> <p>II 業務等の状況</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 業務の運営の状況</p> <p>(中略)</p> <p>② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(監査事務所のリスク評価プロセス、ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、監査業務に係る審査、監査事務所の業務運営に関する資源、情報と伝達、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスを含む。)</p> <p>(中略)</p> <p>B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報</p> <p>(中略)</p> <p>II 品質管理システムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報</p> <p>1. 品質管理システムに関連する規程の名称(最終改定日を付記)及びその写し</p> <p>(後略)</p>